

標準仕様書

調達要求番号：4MCZ2A20004

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	NQ-Z210053
食器洗浄及び清掃作業部外委託		作成年月日	令和5年11月16日
		変更	
		作成部隊等名	北海道補給処総務部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊白老駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 分任支出負担行為担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係る契約を締結する者

b) 検査官

分任支出負担行為担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

分任支出負担行為担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者で作業従事者を兼務することができる。

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄及び食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業並び作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じた別紙第1「令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事数の参考値」及び別紙第2「白老駐屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基として、作業従事者を適切に配置するものとする。

b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中に不足がないよう準備するものとする。

- 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
- 2) 保健衛生用消耗品
- 3) その他、官側の準備するもの以外全て

別紙第3（食器洗浄及び清掃作業業務）年間を通じて必要となる消耗品リスト（基準）

d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。
なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
 - e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに原状に復旧するものとする。
 - f) 使用する施設及び器材などは、本役務以外に使用してはならない。
- 2.1.2 作業従事者等の服務**
作業従事者の白老駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。
- 2.1.3 作業従事者の作業条件**
作業従事者の作業条件は、次による。
- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者
 - b) 現場責任者は、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。
- 2.2 作業の内容**
- 2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業**
- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器カゴ及び食器消毒保管庫等の保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
 - b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。
この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
 - c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
 - d) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。
- 2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業**
- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
 - b) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。
特に汚れている箇所は水洗いする。隊員が接触したと思われるドアノブ等についてはアルコール若しくは次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用し消毒するものとする。
 - c) 食堂の内窓及び虫の死骸等汚れている場合には、雑巾等を使用して拭き掃除をする。
 - d) 月2回官側で示す日に厨房及び食堂清掃を実施するものとする。また年2回官側と協議・協力し、食堂床のワックス掛けを実施する。
 - e) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定場所に格納する。
 - f) 別紙第4「細部作業内容一覧表」
- 2.3 作業工程基準**
別紙第5「作業工程基準」
- 2.4 作業量**
- 2.4.1 洗浄する食器・配食缶類の種類及び数量**
洗浄する食品・配缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表1

		4～3月						
作業区分 種類		単位	1日当たりの平均予定数量					
			平日			休日		
			朝食	昼食	夕食	昼食	夕食	
食器類	飯 わ ん	個	24	62	23	15	14	
	汁 わ ん	個	24	62	23	15	14	
	小鉢又は角小鉢	個	24	62	23	15	14	
	湯 の み	個	24	62	23	15	14	
	コ ッ プ	個	24	62	23	15	14	
	井	個	24	62	23	15	14	
	ラーメン井	個	24	62	23	15	14	
	カ レ ー 皿	枚	24	62	23	15	14	
	菜 皿	枚	24	62	23	15	14	
	洋 皿	枚	24	62	23	15	14	
	小 皿	枚	24	62	23	15	14	
	箸	膳	24	62	23	15	14	
	ス プ ー ン	本	24	62	23	15	14	
	デザートスプーン	本	24	62	23	15	14	
	ナ イ フ	本	24	62	23	15	14	
	フ ォ ー ク	本	24	62	23	15	14	
	レ ン ゲ	本	24	62	23	15	14	
食缶類	食 缶 (飯 用)	個	1	2	1	1	1	
	食 缶 (汁 用)	個	1	1	1	1	1	
	食 缶 (菜 用)	個	1	1	1	1	1	
注 記	休日の朝食については、パン等による携行食 8～10月は訓練等で増加予定							

注：契約期間における月別作成を基準とするが、給食人員に大きな変動がない期間はまとめることができる。

2.4.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表2

区 分	面積又は数量
食 堂	136.8㎡
食 堂 入 口 廊 下	23.8㎡
食 器 返 却 口	11.8㎡
食 器 洗 浄 室	24.8㎡
手 洗 い シ ン ク	1個
食 卓	24個
い す	96個
食 卓 備 付 品	24組

※ 新型コロナウイルス感染防止対策により数量が変動する。

2.5 作業開始時刻及び終了時刻は表3を基準とする。

表3

区 分	月曜日～金曜日（平日）		土曜日・日曜日・祝日等	
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
朝食作業	09時30分	11時30分		
昼食作業	12時00分	15時00分	13時30分	16時00分
夕食作業	16時30分	18時30分	16時30分	18時00分

2.6 その他

作業内容、作業量、作業開始時刻及び作業終了時刻については日々の監督官が作業の都度指示する。

2.6.1 業務日程

別紙第6「業務日程表」

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは、検査官から次の判断基準に基づき検査を受けるものとする。

4 その他の指示

検査の時期等	検査項目	判断基準
その日の作業	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配食基準等に基づき、業務を運行するに足る作業従事者等の確保の状況
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢 業務に必要な衛生消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみの状況
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	食器・食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づく、食器、食缶等の洗浄・手入れ状況
		指定した数量の食器、食缶等の洗浄状況
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	清掃状況	官側の指定した要領に基づく、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備品の清掃状況
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づく、器具等の洗浄・清掃・格納状況
		器具等の員数状況

4.1 衛生に関する事項

衛生に関する事項は、次による。

- a) 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下、“マニュアル”という。）」に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）及び感染症の予防感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は受託者等の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者一覧	年1回	業務開始14日前までに	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検 索結果	月1回以上	毎月15日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の10日まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務 割振表 （勤務予定表）	月1回	翌月分を前月15日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月10日まで	

注：提出された作業従事者勤務割振表を業務開始までに官側と協議するものとする。

4.3 作業完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式（別紙第7）により行うものとする。

4.4 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、分任支出負担行為担当官と協議するものとする。

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食事数 A÷B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C			
4月	平日	朝	26	18	22	443	2.0	1	2.0	2.0	443	
		昼	64	35	58	1158	3.0	1	3.0	3.0	1158	
		夕	26	15	21	422	2.0	1	2.0	2.0	422	
		計	—	—	—	2023	7.0	3	—	7.0	—	
	休日	朝	16	9	12	122	2.5	現場責任者 兼務: 1	2.5	2.5	122	
		昼	11	8	10	104	1.5	—	1.5	1.5	104	
		夕	—	—	—	226	4	—	—	4	—	
		計	30	18	24	416	2.0	1	2.0	2.0	416	
	5月	平日	朝	73	41	67	1135	3.0	1	3.0	3.0	1135
			昼	28	12	22	369	2.0	1	2.0	2.0	369
夕			—	—	—	1920	7.0	3	7.0	7.0	—	
計			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
休日		朝	16	11	12	157	2.5	現場責任者 兼務: 1	2.5	2.5	157	
		昼	11	8	10	126	1.5	—	1.5	1.5	126	
		夕	—	—	—	283	4	—	—	4	—	
		計	35	18	23	508	2.0	1	2.0	2.0	508	
6月		平日	朝	93	51	68	1498	3.0	1	3.0	3.0	1498
			昼	42	11	21	459	2.0	1	2.0	2.0	459
	夕		—	—	—	2359	7.0	3	7.0	7.0	—	
	計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	休日	朝	13	9	11	88	2.5	現場責任者 兼務: 1	2.5	2.5	88	
		昼	10	9	9	73	1.5	—	1.5	1.5	73	
		夕	—	—	—	161	4	—	—	4	—	
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
7月	平日	朝	30	19	21	429	2.0	1	2.0	2.0	429
		昼	81	44	58	1150	3.0	1	3.0	3.0	1150
		夕	26	13	19	379	2.0	1	2.0	2.0	379
		計	—	—	—	1958	7.0	3	7.0	7.0	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8月	平日	朝	54	11	17	190	2.5	1	2.5	2.5	190
		昼	53	10	15	164	1.5	1	1.5	1.5	164
		夕	—	—	—	354	4	—	—	4	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	休日	朝	50	16	25	419	2.0	1	2.0	2.0	419
9月	平日	朝	105	27	63	1069	3.0	1	3.0	3.0	1069
		昼	74	11	26	449	2.0	1	2.0	2.0	449
		夕	—	—	—	1931	7.0	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7月	平日	朝	176	11	35	483	2.5	1	2.5	2.5	483
		昼	72	10	20	276	1.5	1	1.5	1.5	276
		夕	—	—	—	771	4	—	—	4	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	休日	朝	41	8	23	450	2.0	1	2.0	2.0	450
8月	平日	朝	142	47	43	852	3.0	1	3.0	3.0	852
		昼	119	14	19	379	2.0	1	2.0	2.0	379
		夕	—	—	—	1681	7.0	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	平日	朝	15	10	13	126	2.5	1	2.5	2.5	126
		昼	15	10	12	120	1.5	1	1.5	1.5	120
		夕	—	—	—	246	4	—	—	4	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A ÷ B		
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C			
10月	平日	朝	29	22	24	484	2.0	1	2.0	2.0	484	
		昼	108	51	71	1422	3.0	1	3.0	3.0	1422	
		夕	27	14	22	431	2.0	1	2.0	2.0	431	
		計	—	—	—	1958	7.0	3	7.0	7.0	—	
	休日	朝	作業なし									
		昼	15	11	13	144	2.5	1	2.5	2.5	144	
		夕	15	10	12	137	1.5	1	1.5	1.5	137	
		計	—	—	—	354	4	—	—	4	—	
	11月	平日	朝	40	8	30	594	2.0	1	2.0	2.0	594
			昼	121	12	75	1503	3.0	1	3.0	3.0	1503
夕			116	11	35	695	2.0	1	2.0	2.0	695	
計			—	—	—	2792	7.0	3	7.0	7.0	—	
休日		朝	作業なし									
		昼	142	12	43	426	2.5	1	2.5	2.5	426	
		夕	116	11	32	317	1.5	1	1.5	1.5	317	
		計	—	—	—	771	4	—	—	4	—	
平日		朝	43	18	23	404	2.0	1	2.0	2.0	404	
		昼	93	52	69	1025	3.0	1	3.0	3.0	1025	
	夕	42	13	27	599	2.0	1	2.0	2.0	599		
	計	—	—	—	2028	7.0	3	7.0	7.0	—		
12月	休日	朝	作業なし									
		昼	16	12	12	186	2.5	1	2.5	2.5	186	
		夕	27	10	12	173	1.5	1	1.5	1.5	173	
		計	—	—	—	246	4	—	—	4	—	

令和6年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
1月	平日	朝	28	19	22	373	1	2.0	2.0	373
		昼	74	46	56	953	1	3.0	3.0	953
		夕	26	18	20	344	1	2.0	2.0	344
		計	—	—	—	1958	3	7.0	7.0	—
1月	休日	朝	18	11	14	198	作業なし			
		昼	13	10	11	159	現場責任者 兼務：1			
		夕	—	—	—	354	4			
		計	30	23	29	492	2.0			
2月	平日	朝	74	26	60	1197	1	3.0	3.0	1097
		昼	28	12	25	425	1	2.0	2.0	425
		夕	—	—	—	2114	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	2114	作業なし			
2月	休日	朝	14	12	13	116	作業なし			
		昼	13	10	11	100	現場責任者 兼務：1			
		夕	—	—	—	771	4			
		計	47	22	26	582	2.0			
3月	平日	朝	107	44	56	1226	1	3.0	3.0	1226
		昼	119	14	19	379	1	2.0	2.0	379
		夕	—	—	—	2328	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	2328	作業なし			
3月	休日	朝	14	11	11	100	作業なし			
		昼	11	10	11	101	現場責任者 兼務：1			
		夕	—	—	—	201	4			
		計	—	—	—	201	—			

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり の食数 A÷B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たり の作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
4月	平日	朝	26	18	22	443	1	2.0	2.0	443	
		昼	64	35	58	1158	1	3.0	3.0	1158	
		夕	26	15	21	422	1	2.0	2.0	422	
		計	—	—	—	2023	3	—	7.0	—	
	休日	朝	16	9	12	122	2.5	2.5	2.5	122	
		昼	11	8	10	104	1.5	1.5	1.5	104	
		夕	—	—	—	226	4	—	4	—	
		計	30	18	24	416	1	2.0	2.0	416	
	平日	朝	73	41	67	1135	1	3.0	3.0	1135	
		昼	28	12	22	369	1	2.0	2.0	369	
夕		—	—	—	1920	3	7.0	7.0	—		
計		—	—	—	—	—	—	—	—		
5月	休日	朝	16	11	12	157	2.5	2.5	2.5	157	
		昼	11	8	10	126	1.5	1.5	1.5	126	
		夕	—	—	—	283	4	—	4	—	
		計	35	18	23	508	1	2.0	2.0	508	
	平日	朝	93	51	68	1498	1	3.0	3.0	1498	
		昼	42	11	21	459	1	2.0	2.0	459	
		夕	—	—	—	2359	3	7.0	7.0	—	
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	
	6月	休日	朝	13	9	11	88	2.5	2.5	2.5	88
			昼	10	9	9	73	1.5	1.5	1.5	73
夕			—	—	—	161	4	—	4	—	
計			—	—	—	—	—	—	—	—	

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B	
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C		
7月	平日	朝	30	19	21	429	2.0	1	2.0	2.0	429
		昼	81	44	58	1150	3.0	1	3.0	3.0	1150
		夕	26	13	19	379	2.0	1	2.0	2.0	379
		計	—	—	—	1958	7.0	3	7.0	7.0	—
7月	休日	朝	54	11	17	190	2.5	作業なし			190
		昼	53	10	15	164	1.5	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	164
		夕	—	—	—	354	4	—	—	4	—
		計	50	16	25	419	2.0	1	2.0	2.0	419
8月	平日	朝	105	27	63	1069	3.0	1	3.0	3.0	1069
		昼	74	11	26	449	2.0	1	2.0	2.0	449
		夕	—	—	—	1931	7.0	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8月	休日	朝	176	11	35	483	2.5	作業なし			483
		昼	72	10	20	276	1.5	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	276
		夕	—	—	—	771	4	—	—	4	—
		計	41	8	23	450	2.0	1	2.0	2.0	450
9月	平日	朝	142	47	43	852	3.0	1	3.0	3.0	852
		昼	119	14	19	379	2.0	1	2.0	2.0	379
		夕	—	—	—	1681	7.0	3	7.0	7.0	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	休日	朝	15	10	13	126	2.5	作業なし			126
		昼	15	10	12	120	1.5	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	120
		夕	—	—	—	246	4	—	—	4	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
10月	平日	朝	29	22	24	484	1	2.0	2.0	484
		昼	108	51	71	1422	1	3.0	3.0	1422
		夕	27	14	22	431	1	2.0	2.0	431
		計	—	—	—	1958	3	7.0	7.0	—
11月	休日	朝	15	11	13	144	作業なし			
		昼	15	10	12	137	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	144
		夕	—	—	—	354	4	1.5	1.5	137
		計	—	—	—	354	—	—	4	—
12月	平日	朝	40	8	30	594	1	2.0	2.0	594
		昼	121	12	75	1503	1	3.0	3.0	1503
		夕	116	11	35	695	1	2.0	2.0	695
		計	—	—	—	2792	3	7.0	7.0	—
11月	休日	朝	142	12	43	426	作業なし			
		昼	116	11	32	317	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	426
		夕	—	—	—	771	4	1.5	1.5	317
		計	—	—	—	771	—	—	4	—
12月	平日	朝	43	18	23	404	1	2.0	2.0	404
		昼	93	52	69	1025	1	3.0	3.0	1025
		夕	42	13	27	599	1	2.0	2.0	599
		計	—	—	—	2028	3	7.0	7.0	—
12月	休日	朝	16	12	12	186	作業なし			
		昼	27	10	12	173	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	186
		夕	—	—	—	246	4	1.5	1.5	173
		計	—	—	—	246	—	—	4	—

令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

月	区分	食数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人当たり 食数 A÷B
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B×C	
1月	平日	朝	28	19	22	373	1	2.0	2.0	373
		昼	74	46	56	953	1	3.0	3.0	953
		夕	26	18	20	344	1	2.0	2.0	344
		計	—	—	—	1958	3	7.0	7.0	—
2月	休日	朝	18	11	14	198	作業なし			
		昼	13	10	11	159	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	198
		夕	—	—	—	354	4	1.5	1.5	159
		計	—	—	—	—	—	—	4	—
3月	平日	朝	30	23	29	492	1	2.0	2.0	492
		昼	74	26	60	1197	1	3.0	3.0	1097
		夕	28	12	25	425	1	2.0	2.0	425
		計	—	—	—	2114	3	7.0	7.0	—
4月	休日	朝	14	12	13	116	作業なし			
		昼	13	10	11	100	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	116
		夕	—	—	—	771	4	1.5	1.5	100
		計	—	—	—	—	—	—	4	—
5月	平日	朝	47	22	26	582	1	2.0	2.0	582
		昼	107	44	56	1226	1	3.0	3.0	1226
		夕	119	14	19	379	1	2.0	2.0	379
		計	—	—	—	2328	3	7.0	7.0	—
6月	休日	朝	14	11	11	100	作業なし			
		昼	11	10	11	101	現場責任者 兼務：1	2.5	2.5	100
		夕	—	—	—	201	4	1.5	1.5	101
		計	—	—	—	—	—	—	4	—

白老駐屯地防衛隊における食器洗浄人員の配置（基準）



シンク

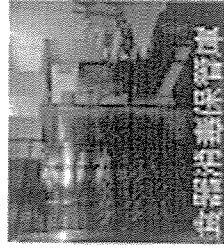
流



食器洗浄機器



格



① 現場責任者（全数指示、食器格納兼）

② シンクに溜まった食器等を子洗いにし食器洗浄機へ流し入れ

③ 洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納

主な任務等		人員
① 現場責任者（全数指示、食器格納兼）		2
② シンクに溜まった食器等を子洗いにし食器洗浄機へ流し入れ		
③ 洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納		

厨芥処理機

別紙第3

(食器洗浄及び清掃作業) 年間を通じて必要となる消耗品リスト (基準)

No	使用区分	品名	年間使用量	備考
1	作業従事者個人用	個人用被服	作業人員分	調理服等
2		爪ブラシ		
3	作業従事者個人用 (官民共用)	使い捨て手袋	200箱	ニトリル
4		マスク	25箱	
5	食器洗浄用消耗品 (官民共用)	食器用中性洗剤	40L	
6		食器用漂白剤	24kg	
7		スポンジたわし	30個	
8		タオル・布巾等	100枚	卓上清掃用兼ねる
9	食堂・食器洗浄室 清掃用 (官民共用)	洗濯用洗剤	12kg	
10		モップ布	6枚	
11		ガラスクリーナー	5L	
12		床拭き洗剤	20L	
13		床用ワックス	12L	
14	卓上清掃用 (官民共有)	次亜塩素酸ナトリウム	20L	
15		洗濯用洗剤	12kg	
16	衛生用消耗品 (官民共有)	手洗い石鹼液	8L	厨房入口、トイレ 等
17		手指消毒用 アルコール	30L	
18		ペーパータオル	400個	
19		トイレットペーパー	200個	トイレ等

注1：官民共用の年間使用量については、合計した数量である。

注2：合計した数量を官側と民側とが消耗品を折半し使用を共用する。

注3：補充時期については官側と協議し、補充するものとする。

細部作業内容一覧表

作業名	内容
洗浄作業	<p>1 食器類</p> <p>(1) 喫食後の食器類の回収 食器返納口の水槽に水槽の約半分程度水を溜め洗浄に備える。また水槽で回収する事が不適と思われる食器類は適宜の回収要領で実施する。</p> <p>(2) 洗浄器及び手洗いによる洗浄 食器洗浄機又は適宜の用具による手洗いで、適切な濃度の洗剤を使用し汚れ残りのないよう洗浄する。この際、洗剤及び用具は食器類の材質に合わせたものを使用し、初期の劣化防止に留意するものとする。 汚れがひどい食器については漂白又はつけ置き処置をするものとする。</p> <p>(3) 洗浄後の食器の分類・消毒及び整理整頓 洗浄を終えた食器類を食器かごに種類ごと分類（少数の場合は同一なカゴに入れて入れる。）し、食器かごを食器消毒保管庫において消毒及び乾燥させる。</p> <p>2 上記作業に付随する作業</p> <p>(1) 食器類を収納・格納するかごの洗浄及び手入れ・清潔の保持</p> <p>(2) 食器消毒保管庫及び棚類の洗浄及び手入れ・清潔の保持</p> <p>(3) 食器洗浄機、水槽及び洗浄用具の洗浄及び手入れ・清潔の保持</p> <p>(4) 各食作業終了後の整理整頓</p> <p>3 厨房整備日における作業：注</p>
清掃作業	<p>1 清掃作業</p> <p>(1) 各食喫食終了後に食卓、椅子及び食卓上の備品等を布巾又は雑巾を使用して清掃を実施する。</p> <p>(2) 各食喫食終了後に食堂の床、床マット、渡り廊下、各ドア及び手洗い場等を清掃器材・用具を使用して清掃を実施する。また、手洗い用の石鹸等を補充する。</p> <p>(3) 卓上調味料の補充・賞味期限の点検</p> <p>(4) 卓上献立の交換</p> <p>(5) 卓上備付品の交換・補充</p> <p>2 食器洗浄区域の清掃</p> <p>3 上記の作業に付随する作業 各食作業終了後、清掃器材・用具を洗浄・手入れし指定場所に格納するとともに格納場所の清潔の保持と整理整頓を確実に実施する。</p> <p>4 厨房整備日における作業：注</p> <p>(1) ワックスを使用して食堂床の定期整備（年2回ワックス剥離及びポリッシャーによる磨き作業）を実施する。</p> <p>(2) 食堂内設備の整備（窓、棧）</p> <p>(3) 食堂床の黒ずみ落とし</p>
注：月に2度、食厨房の全般清掃及び洗浄を実施する日をいう	

令和6年度業務日程表（基準）

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	月	平日	水	休日扱	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
2	火	平日	木	休日扱	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日
3	水	平日	金	祝日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
4	木	平日	土	祝日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
5	金	平日	日	祝日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日
6	土	休日	月	休日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日
7	日	休日	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日
8	月	平日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
9	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日
10	水	平日	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
11	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	祝日	水	平日
12	金	整備日	日	休日	水	平日	金	整備日	月	休日	木	平日
13	土	休日	月	平日	木	平日	土	休日	火	休日扱	金	整備日
14	日	休日	火	平日	金	整備日	日	休日	水	休日扱	土	休日
15	月	平日	水	平日	土	休日	月	祝日	木	休日扱	日	休日
16	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	休日扱	月	祝日
17	水	平日	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
18	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
19	金	平日	日	休日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日
20	土	休日	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日
21	日	休日	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日
22	月	平日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	祝日
23	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	休日
24	水	平日	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
25	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
26	金	整備日	日	休日	水	平日	金	整備日	月	平日	木	平日
27	土	祝日	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日
28	日	休日	火	平日	金	整備日	日	休日	水	平日	土	休日
29	月	祝日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
30	火	休日扱	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日
31			金	平日			水	平日	土	休日		

令和6年度業務日程表（基準）

	10月		11月		12月		1月		2月		3月		
1	火	平日	金	平日	日	休日	水	祝日	土	休日	土	休日	
2	水	平日	土	休日	月	平日	木	休日扱	日	休日	日	休日	
3	木	平日	日	祝日	火	平日	金	休日扱	月	平日	月	平日	
4	金	平日	月	休日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
5	土	休日	火	平日	木	平日	日	祝日	水	平日	水	平日	
6	日	休日	水	平日	金	整備日	月	休日扱	木	平日	木	平日	
7	月	平日	木	平日	土	休日	火	休日扱	金	整備日	金	整備日	
8	火	平日	金	整備日	日	休日	水	休日扱	土	休日	土	休日	
9	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
10	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日	月	平日	
11	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	祝日	火	平日	
12	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
13	日	休日	水	平日	金	平日	月	祝日	木	平日	木	平日	
14	月	祝日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日	金	平日	
15	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
16	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
17	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日	月	平日	
18	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
19	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
20	日	休日	水	祝日	金	整備日	月	平日	木	平日	木	祝日	
21	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日	金	整備日	
22	火	平日	金	整備日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
23	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	祝日	日	休日	
24	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	休日	月	平日	
25	金	整備日	月	平日	水	休日扱	土	平日	火	休日	火	平日	
26	土	休日	火	平日	木	休日扱	日	平日	水	平日	水	平日	
27	日	休日	水	平日	金	休日扱	月	休日	木	平日	木	平日	
28	月	平日	木	平日	土	休日	火	休日	金	平日	金	平日	
29	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	/			土	休日
30	水	平日	土	休日	月	休日扱	木	平日				日	休日
31	木	平日	/		火	休日扱	金	平日				月	平日

各休暇期間中等の勤務時間は、土日に準ずるが状況により変更する。

令和7年度業務日程表（基準）

	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1	火	平日	木	休日扱	日	休日	火	平日	金	平日	月	休日
2	水	平日	金	休日扱	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
3	木	平日	土	祝日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
4	金	平日	日	祝日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日
5	土	休日	月	祝日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日
6	日	休日	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日
7	月	平日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
8	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日
9	水	平日	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
10	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
11	金	整備日	日	休日	水	平日	金	整備日	月	平日	木	平日
12	土	休日	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日
13	日	休日	火	平日	金	整備日	日	休日	水	休日扱	土	休日
14	月	平日	水	平日	土	休日	月	平日	木	休日扱	日	休日
15	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	休日扱	月	平日
16	水	平日	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
17	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
18	金	平日	日	休日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日
19	土	休日	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日
20	日	休日	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日
21	月	休日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
22	火	平日	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日
23	水	平日	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
24	木	平日	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日
25	金	整備日	日	休日	水	平日	金	整備日	月	平日	木	平日
26	土	休日	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日
27	日	祝日	火	平日	金	整備日	日	休日	水	平日	土	休日
28	月	平日	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日
29	火	祝日	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日
30	水	休日扱	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日
31			土	休日			木	平日	日	休日		

令和6年度業務日程表（基準）

	10月		11月		12月		1月		2月		3月		
1	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
2	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日	月	平日	
3	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
4	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
5	日	休日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日	木	平日	
6	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日	金	平日	
7	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
8	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
9	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日	月	平日	
10	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
11	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
12	日	休日	水	平日	金	整備日	月	平日	木	平日	木	平日	
13	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日	金	整備日	
14	火	平日	金	整備日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
15	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
16	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日	月	平日	月	平日	
17	金	平日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
18	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
19	日	休日	水	平日	金	平日	月	平日	木	平日	木	平日	
20	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	平日	金	平日	
21	火	平日	金	平日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
22	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	日	休日	日	休日	
23	木	平日	日	休日	火	平日	金	整備日	月	平日	月	平日	
24	金	整備日	月	平日	水	平日	土	休日	火	平日	火	平日	
25	土	休日	火	平日	木	平日	日	休日	水	平日	水	平日	
26	日	休日	水	平日	金	整備日	月	平日	木	平日	木	平日	
27	月	平日	木	平日	土	休日	火	平日	金	整備日	金	整備日	
28	火	平日	金	整備日	日	休日	水	平日	土	休日	土	休日	
29	水	平日	土	休日	月	平日	木	平日	/			日	休日
30	木	平日	日	休日	火	平日	金	平日				月	平日
31	金	平日	/		水	平日	土	休日				火	平日

各休暇期間中等の勤務時間は、土日に準ずるが状況により変更する。

作 業 完 了 届

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調 達 会 計 部 長 殿

契 約 者

下記のとおり、作業が完了したのでお届けします。

記

- 1 作業名：食器洗浄及び清掃作業部外委託請負作業
- 2 作業場所：白老駐屯地総務科糧食班食厨房
- 3 実施期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 実働日数
(1) 平 日：
(2) 休 日：
- 5 完了届出年月日：令和 年 月 日